

## 令和6年度第2回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和6年8月27日（火）18時30～

場所：北とぴあ14階スカイホール

1 開 会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）について

3 その他

4 閉 会

### 【資料一覧】

資料名	配付区分
第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）	事前送付
参考資料1 前回会議資料（計画策定の基本的な考え方）	//
参考資料2 こども家庭庁資料（利用者支援事業）	//
参考資料3 こども家庭庁資料（新規事業）	//

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・曾根

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話：03-3908-9097



第3期北区子ども・子育て支援事業計画  
(令和7年度～令和11年度)  
【案】

令和7年(2026年)3月  
北 区

# 1 計画策定の背景と目的

## (1) 国の動向

- 子ども・子育て支援法の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。
- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正児童福祉法」）が第208回国会において成立しました。この改正児童福祉法において、区市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、区市町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

## (2) 計画策定の目的

- こうした経緯を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、令和7年度を初年度とする第3期北区子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和2年度から令和6年度まで、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和7年度から令和11年度までとなっています。
- 北区子ども・子育て支援総合計画2024（以下「総合計画2024」といいます。）第5章子ども・子育て支援事業計画において、令和6年度部分については第2期計画の最終年度として位置付けられ、令和7年度から令和10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととしております。
- 今般、令和7年度を初年度とする本計画の策定により、総合計画2024第5章子ども・子育て支援事業計画は、本計画に移行したものと位置付けることとします。

## 3 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。
- 計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

## 4 計画の対象

- 概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。（総合計画2024から引用）

### (1) 区民ニーズ調査の実施

- 総合計画 2024 の策定に当たり、子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子どもの保護者、②小学生の子どもの保護者、③25歳～39歳の区民、④-1世帯主と子のみで構成されている世帯、④-2児童育成手当受給世帯、⑤区立小学6年生、⑥区立中学2年生、⑦高校2年生世代、⑧妊産婦、⑨児童養護施設等利用者を対象として、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」(以下本計画において「ニーズ調査」といいます。)を令和4年度に実施しました。

### (2) 北区子ども・子育て会議での審議

- 本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計18名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。
- 本計画については、令和6年6月の北区子ども・子育て会議以降、計●回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただきました。

### (3) パブリックコメントの実施

- 計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和●年●月●日から令和●年●月●日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさま等から多くの意見をいただきました。

# 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

# 2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

この事業計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

図 北区全域図

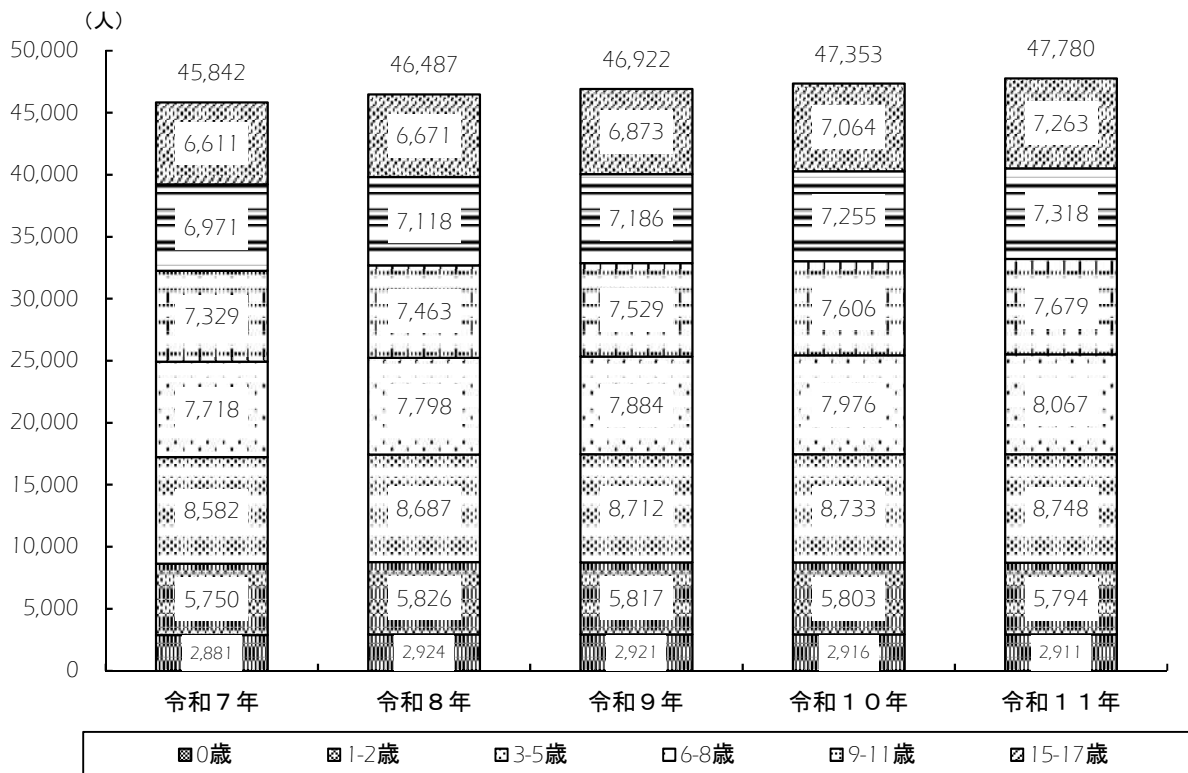


### 3

## 人口推計

「北区基本計画 2024」の策定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2041年までの年少人口の推計が令和3年10月に報告されました。この年少人口の5年間について0歳から17歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図





## 4 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・ 保育	(1) 保育園 認定こども園* (保育利用分) 地域型保育* (2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て世帯訪問支援事業 (7) 児童育成支援拠点事業 (8) 親子関係形成支援事業 (9) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) (10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (11) 一時預かり事業 (12) 延長保育事業 (13) 病児病後児保育事業 (14) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 認定こども園 : 幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育 : 原則 19 人以下の少人数単位で 0～2 歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の 4 つのタイプがあります。

## 5

# 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

## (1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

ID1-1 / 関連計画施策 ID□2-1-1 ★1-1-4  
 (□→次世代育成支援行動計画 ★→子どもの未来応援プラン)

### 【今後の方向性】

- 令和6年4月期の保育園入所における待機児童が概ね解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 多様なサービスを選択できるように、保育事業の充実を図ります。

量の見込みの考え方	申込実績から算出した入所希望率を基に算出。
確保方策の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定する。

### ■ 北区全域

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	2号	2号	2号	2号	2号	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	4,829	4,889	4,902	4,914	4,921	
②確保方策	特定教育・保育施設*	5,369	5,309	5,249	5,189	5,129
	特定地域型保育事業*	0	0	0	0	0
	認可外保育施設等	0	0	0	0	0
②-①過不足	540	420	347	275	208	

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	3号			3号			3号			3号			3号			
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	
① 量の見込み	1,769	1,654	707	1,792	1,676	718	1,789	1,673	716	1,784	1,667	714	1,780	1,663	712	
② 確保方策	特定教育・保育施設*	1,687	1,529	701	1,674	1,527	691	1,661	1,525	681	1,648	1,523	671	1,635	1,521	661
	特定地域型保育事業*	141	126	102	141	126	102	141	126	102	141	126	102	141	126	102
	認可外保育施設等	35	37	19	35	37	19	35	37	19	35	37	19	35	37	19
②-① 過不足	94	38	115	58	14	94	48	15	86	40	19	78	31	21	70	

- ※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：  
 幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。
- ※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。  
 1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳  
 2号認定…保育の必要性がある、3～5歳  
 3号認定…保育の必要性がある、0～2歳  
 なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	2号			2号			2号			2号			2号			
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			
① 量の見込み	2,074			2,101			2,116			2,130			2,144			
② 確保方策	特定教育・保育施設*	2,298			2,278			2,258			2,238			2,218		
	特定地域型保育事業*	0			0			0			0			0		
	認可外保育施設等	0			0			0			0			0		
②-① 過不足	224			177			142			108			74			

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	3号			3号			3号			3号			3号			
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	
① 量の見込み	727	650	272	739	660	277	742	663	278	743	664	278	744	664	279	
② 確保方策	特定教育・ 保育施設*	695	612	286	695	612	281	695	612	276	695	612	271	695	612	266
	特定地域 型 保育事業*	30	28	20	30	28	20	30	28	20	30	28	20	30	28	20
	認可外保 育 施設等	23	25	13	23	25	13	23	25	13	23	25	13	23	25	13
② - ① 過不足	21	15	47	9	5	37	6	2	31	5	1	26	4	1	20	

■ 王子地域

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	2号			2号			2号			2号			2号			
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			
① 量の見込み	1,541			1,558			1,547			1,534			1,521			
② 確保方策	特定教育・ 保育施設*	1,639			1,619			1,599			1,579			1,559		
	特定地域 型 保育事業*	0			0			0			0			0		
	認可外保 育 施設等	0			0			0			0			0		
③ - ① 過不足	98			61			52			45			38			

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	3号			3号			3号			3号			3号			
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	
① 量の見込み	580	552	225	568	558	228	578	550	224	568	542	221	561	534	218	
② 確保方策	特定教育・ 保育施設*	540	502	233	532	500	228	524	498	223	516	496	218	508	494	213
	特定地域 型 保育事業*	52	47	37	52	47	37	52	47	37	52	47	37	52	47	37

認可外保育施設等	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6
②ー① 過不足	24	9	51	10	1	43	10	7	42	12	13	40	11	19	38

■ 滝野川地域

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号			2号			2号			2号			2号		
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳		
① 量の見込み	1,214			1,230			1,239			1,250			1,256		
② 確保方策 特定教育・ 保育施設※ 特定地域 型 保育事業※ 認可外保 育 施設等	1,432			1,412			1,392			1,372			1,352		
	0			0			0			0			0		
	0			0			0			0			0		
②ー① 過不足	218			182			153			122			96		

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	3号			3号			3号			3号			3号		
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳
① 量の見込み	462	452	210	468	457	213	470	459	214	473	461	215	476	464	215
② 確保方策 特定教育・ 保育施設※ 特定地域 型 保育事業※ 認可外保 育 施設等	452	415	182	447	415	182	442	415	182	437	415	182	432	415	182
	59	51	45	59	51	45	59	51	45	59	51	45	59	51	45
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②ー① 過不足	49	14	17	38	9	14	31	7	13	23	5	12	15	2	12

○ 3号認定子どもの保育利用率※

■ 北区全域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	4,377	4,352	4,327	4,302	4,277
0-2歳推計人口	8,631	8,750	8,738	8,719	8,705
保育利用率	50.7%	49.7%	49.5%	49.3%	49.1%

■ 赤羽地域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,732	1,727	1,722	1,717	1,712
0-2歳推計人口	3,556	3,615	3,628	3,635	3,645
保育利用率	48.7%	47.8%	47.5%	47.2%	47.0%

■ 王子地域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,441	1,426	1,411	1,396	1,381
0-2歳推計人口	2,648	2,679	2,641	2,601	2,564
保育利用率	54.4%	53.2%	53.4%	53.7%	53.9%

■ 滝野川地域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,204	1,199	1,194	1,189	1,184
0-2歳推計人口	2,427	2,456	2,469	2,483	2,496
保育利用率	49.6%	48.8%	48.4%	47.9%	47.4%

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)

ID1-2 / 関連計画施策 ID□1-1-2

【今後の方向性】

- 就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込みの考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の北区の子どもの量の見込みの40%を見込む。
確保方策の考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、令和7年度想定の利用定員総数に対する各利用定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、利用定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方
① 量の見込み	北区の子ども	1,710	811	1,732	821	1,754	831	1,759	833	1,766	837
			2,573		2,605		2,613		2,620		2,603
	他区市町村の子ども		1,029		1,042		1,045		1,048		1,041
② 確保方策	北区の子ども		2,573		2,605		2,613		2,620		2,603
	特定教育・保育施設		386		391		392		393		390
	確認を受けない幼稚園		2,187		2,214		2,221		2,227		2,213
	他区市町村の子ども		1,161		1,176		1,179		1,182		1,175
	特定教育・保育施設		116		118		118		118		117
	確認を受けない幼稚園		1,045		1,058		1,061		1,064		1,058

②-① 過不足	132	134	134	134	134
------------	-----	-----	-----	-----	-----

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園  
(教育利用分)



## 6

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 利用者支援事業

ID2-1

関連計画施策 ID□2-2-1 ★2-5-5

#### 【事業概要】

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行うため、「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置し(※1)、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。具体的には次の業務を行います。

※1 区では、組織として出産・子育て支援担当部長を設置し、保健サービス課(王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係)及び子ども家庭支援センターの各組織の機関連携により、「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置することで、こども家庭センター機能を確保しています。

#### ①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

#### ②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

#### 【今後の方向性】

- 区では、保健サービス課(王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係)及び子ども家庭支援センターの各組織の機関連携により「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置し、「こども家庭センター型」により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援に取り組みます。

- 妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な場所として地域子育て相談機関（※2）の設置を推進していきます。

※2 地域子育て相談機関：こども家庭センターに直接相談することに抵抗感のある利用者にとって敷居が低く、物理的にも近い距離で子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる相談機関です。

- 子ども家庭支援センターは、令和8年度に「特定型」から「基本型」への移行を目指し、相談支援の充実に取り組みます。

確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「特定型」：主として地域の保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談や支援を実施する。 （1か所：子ども家庭支援センター）</li> <li>○ 「基本型」：子どもとその保護者等が、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように身近な場所において当事者目線の寄り添い型の相談や支援を実施します。 （※子ども家庭支援センターは、令和8年度に「特定型」から「基本型」への移行を目指し、相談支援の充実に取り組みます。）</li> <li>○ 「こども家庭センター型」：母子保健と児童福祉が連携・協働し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援を実施するとともに、切れ目のない支援や虐待への予防的対応まで多様なニーズに対応できる相談と支援を実施する。 （1か所：きたハピ☆子育てあんしんステーション）</li> </ul>
----------	--

(か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	—	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型	—	1か所	1か所	1か所	1か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	地域子育て相談機関	—	12か所	12か所	12か所	12か所
確保方策	地域子育て相談機関	—	12か所	12か所	12か所	12か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	特定型	1 箇所	基本型へ移行	—	—	—
確保方策	特定型	1 箇所	基本型へ移行	—	—	—

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策	こども家庭センター型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## (2) 地域子育て支援拠点事業

ID2-2 / 関連計画施策 ID□1-6-9 (3-3-2) , 2-2-3 ★1-1-3 (1-3-4)

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査を基に算出。 就学前の子どもの保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用回数」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数」から算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	332,569	336,859	337,143	337,161	337,161
確保方策	332,569	336,859	337,143	337,161	337,161

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

### (3) 妊婦健康診査

ID2-3/ 関連計画施策 ID□2-4-1 ★2-5-10

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込みの考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ回数、( )内は実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39,099回 (3,350人)	39,682回 (3,400人)	39,636回 (3,396人)	39,566回 (3,390人)	39,507回 (3,385人)
確保方策	39,099回 (3,350人)	39,682回 (3,400人)	39,636回 (3,396人)	39,566回 (3,390人)	39,507回 (3,385人)

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

ID2-4/ 関連計画施策 ID□2-4-4 ★2-5-12

##### 【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

##### 【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込みの考え方	各年の0歳児推計数に、93.1%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,683	2,723	2,720	2,716	2,711
確保方策	2,683	2,723	2,720	2,716	2,711

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (5) 養育支援訪問事業

ID2-5/ 関連計画施策 ID□4-1-2 ★2-5-23

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士・社会福祉士がその居宅を訪問し、具体的な養育に関する指導、助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

### 【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に訪問実績から算出した割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	882	894	903	911	919
確保方策	882	894	903	911	919

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (6) 子育て世帯訪問支援事業

### 【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことを目指すものです。令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援については、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業へ整理されました。

### 【今後の方向性】

- 児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により対象家庭を把握し、本事業による支援が必要な家庭にサービスが提供できるよう訪問支援員（委託事業者）の確保に努めていきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援の利用実績から算出した想定利用率と平均利用日数（12日）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	382	387	391	395	398
確保方策	382	387	391	395	398

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



## (7) 児童育成支援拠点事業

### 【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

### 【今後の方向性】

量の見込みの考え方	各年の人口推計（6～17歳）に、子ども家庭支援センターにおいて対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童数の割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	利用ニーズの動向なども注視しながら、遊休施設の活用等を含め、見込まれる量に対応する拠点数を確保していく。

(人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	32	32	32	32	32
確保方策	-	-	32	32	32

## (8) 親子関係形成支援事業

### 【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたプログラムを実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

### 【今後の方向性】

- 類似事業との整理を図り、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう令和9年度からの実施を検討してまいります。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、子ども家庭支援センターにおいて対応している家庭のうち本事業の利用が望ましい家庭数の割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	定員10名程度のプログラムを年3回実施する。

(人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	32	32	33	33	33
確保方策	—	—	33	33	33

(9) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

ID2-6 / 関連計画施策 ID□2-1-9

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設や協力家庭のご自宅で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 児童虐待を防止し、児童の健全な育成及び家庭の福祉の向上に努めます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計 (0~17 歳) に、令和 5 年度のショートステイ事業の利用実績 (延べ利用者数) から算出した割合を乗じて算出
確保方策の考え方	1 日あたり利用確保枠を 4 人とし、開所日数を乗じて算出。 ※ 1 日の定員は子どもショートステイ 7 人、乳幼児ショートステイ 1 人、協力家庭ショートステイ 1 人をあわせて 9 人まで。

(延べ人数)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,061	1,076	1,091	1,102	1,112
②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
②-① 過不足	399	384	369	358	348

## 【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

## 【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込みの考え方	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、(11)の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策の考え方	令和5年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和11年度に実働サポート会員160人が月7回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,832	4,139	4,470	4,827	5,213
②確保方策	3,937	4,263	4,590	4,916	5,242
②-① 過不足	105	124	120	89	29

## 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

## 【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 保育園等における定員の見直しのタイミング等を捉え、保育事業者の意向等も踏まえつつ、一時預かり保育の確保方策を講じます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

## ○ 一時預かり事業（幼稚園型）

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	229,512	232,359	233,631	234,222	234,765
確保方策	229,512	232,359	233,631	234,222	234,765

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

- 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）（保育園の一時預かり保育・緊急保育・ファミリー・サポート・センター事業(就学前)）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望日数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	各事業の利用可能数を合計する。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48,350	48,979	49,013	49,018	49,024
②確保方策	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100
②－① 過不足	1,750	1,121	1,087	1,082	1,076

## 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

## 【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。
確保方策の考え方	各園の延長保育定員数に基づき算出。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,171	1,186	1,187	1,187	1,187
②確保方策	1,895	1,895	1,895	1,895	1,895
②-① 過不足	724	709	708	708	708

## (13) 病児病後児保育事業

ID2-10 / 関連計画施策 ID□2-1-17

### 【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

### 【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
②確保方策	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
②－① 過不足	695	695	695	695	695



**【事業概要】**

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

**【今後の方向性】**

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めます。
- 小学校4年生以上の児童については、一般登録<sup>※</sup>で対応していきます。

※ 「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。また、令和6年度より、一般登録を利用している児童のうち、早朝・夕方の時間帯に保護者が就労等で留守になってしまう家庭の児童が申請できる有料の早朝・夕方利用制度を導入しています。

量の見込みの考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用率を基に算出。
確保方策の考え方	各年度の定員の不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	1,539	1,554	1,575	1,594	1,618
	2年生	1,283	1,296	1,313	1,325	1,345
	3年生	916	925	936	947	962
	合計	3,738	3,775	3,824	3,866	3,925
②確保方策		4,040	4,080	4,120	4,160	4,240
②-①過不足		302	305	296	294	315
量の見込み	4年生	366	370	375	379	384
	5年生	110	112	114	115	117
	6年生	33	34	35	35	35
	合計	509	516	524	529	536
確保方策		0*				

■ 赤羽地域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	659	665	675	686	697
	2年生	559	563	572	579	588
	3年生	380	382	388	394	400
	合計	1,598	1,610	1,635	1,659	1,685
②確保方策		1,625	1,625	1,665	1,665	1,705
②-①過不足		27	15	30	6	20
量の見込み	4年生	164	165	168	170	172
	5年生	35	35	35	36	36
	6年生	14	14	14	14	14
	合計	213	214	217	220	222
確保方策		0*				

■ 王子地域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	469	472	475	478	481
	2年生	391	395	397	398	401
	3年生	265	267	268	270	272
	合計	1,125	1,134	1,140	1,146	1,154
②確保方策		1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
②-① 過不足		170	161	155	149	141
量の 見込み	4年生	116	118	118	119	120
	5年生	37	38	38	38	38
	6年生	6	7	7	7	7
	合計	159	163	163	164	165
確保方策		0*				

■ 滝野川地域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	411	417	425	430	440
	2年生	333	338	344	348	356
	3年生	271	276	280	283	290
	合計	1,015	1,031	1,049	1,061	1,086
②確保方策		1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
②-① 過不足		105	89	71	59	34
量の 見込み	4年生	86	87	89	90	92
	5年生	38	39	41	41	43
	6年生	13	13	14	14	14
	合計	137	139	144	145	149
確保方策		0*				

※ 各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録を利用することとしています。

## (15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

## (16) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

#### ①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

#### ②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

### 【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

【参考】令和6年度第1回子ども・子育て会議  
(R6.6.27) 資料

—第3期北区子ども・子育て支援事業計画—  
(令和7年度～令和11年度)  
『計画策定の基本的な考え方』

子ども未来部子ども未来課

# 子ども・子育て支援事業計画とは

- ▶ ①子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ▶ ② 5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業についての需給計画。
- ▶ ③幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業について、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望（※））、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載する。

- ▶ ※北区においては、現在の利用状況＋利用希望について、令和 4 年度に「（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」を実施した。

# 北区子ども・子育て支援総合計画2024との関係

## 北区子ども・子育て支援総合計画2024

- ▶ 令和6年3月 北区子ども・子育て支援総合計画2024策定した。この計画は、第4章「次世代育成支援行動計画」、第5章「子ども・子育て支援事業計画」、第6章「子どもの未来応援プラン」の3つの計画を包含する総合計画である。

## 子ども・子育て支援事業計画

- ▶ 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期（※）として策定することが義務付けられている法定計画（**2期** R2.4.1～R6.3.31 **3期**予定 R7.4.1～R11.3.31）
- ▶ **総合計画2024 第5章「子ども・子育て支援事業計画」（R6年度～R10年度）**においては、以下のとおり整理されている。R6年度部分（第2期の最終年度）・R7年度～R10年度（区独自計画）  
参考：別添■北区子ども・子育て支援総合計画2024における「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけ

## 第3期子ども・子育て支援事業計画

- ▶ 今般、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（R6.2.13）を踏まえたR7年度～R11年度を計画期間とする第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する。
- ▶ 総合計画2024の「別冊」として位置付け、**総合計画2024 第5章「子ども・子育て支援事業計画」**中「R7年度～R10年度（区独自計画）」部分は、第3期子ども・子育て支援事業計画に移行したものと位置づけを整理することとする。（別冊に明記する。）

## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（R6.2.13）

- ▶ 子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（**基本指針**）が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなった。



# 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について（概要）

## 1 改正の趣旨

- ① 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が必要であることから、第208回国会において成立した。
- ② この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、**市区町村における子育て家庭への支援の充実等**が定められた。
- ③ 当該児童福祉法の改正等を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

## 2 改正の概要

- ① **子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業**の新設
- ② 子育て短期支援事業、一時預かり事業 拡充
- ③ 家庭支援事業（新規3事業＋子育て短期支援事業、一時預かり事業）の拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加  
→市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

# 第3期北区子ども・子育て支援事業計画策定の基本的考え方

## 1 基本方針の改定に基づく新設3事業の追加等

- ① 子ども・子育て会議からの答申を得て令和6年3月に策定した総合計画2024第5章「子ども・子育て支援事業計画」(R6年度~R10年度)(以下「現行計画」といいます。)を基礎として、基本指針の改正内容を踏まえて策定する。
- ② 家庭支援事業(新規3事業+子育て短期支援事業、一時預かり事業)の拡充及びの利用勧奨・措置に関する事項の追加等

## 2 幼児期の学校教育・保育/既存13事業等の量の見込み・確保方策の見直し

- ・現行計画の骨格は維持し、各事業の量の見込み・確保方策について、現行計画の記載・数値等を改めて精査し、見直す必要があるか改めて事業所管課と共に調査を行う。(R7年度~R10年度部分)
- ・見直す必要があるものは、見直し後の記載・数値とする。
- ・R11年度部分については、今年度初めて量の見込み・確保方策を定める。

# 今後の予定

## 子ども・子育て会議

- ▶ 令和6年6月27日 第45回子ども・子育て会議 諮問
- ▶ 令和6年8月下旬頃 第46回子ども・子育て会議
- ▶ 令和6年10月下旬頃 第47回子ども・子育て会議
- ▶ 令和6年11月 答申

## パブリックコメント

- ▶ 令和6年12月～令和7年1月 予定

## 策定

- ▶ 令和7年3月 策定



## 参考資料 2

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>  
令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

### 1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

### 2. 施策の内容

#### 基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】 → 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】 → 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

#### 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

#### こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

### 3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	3,241

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

# 利用者支援事業の役割について

子育て中の親子（妊婦含む）など

子ども・子育て支援にかかる施設・事業

声①  
「親を病院に連れて行くので、子どもをあずかってほしい…」

声②  
「うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…」

声③  
「最近、子育てがしんどいです…」

**利用者支援事業**

子育て短期支援事業



一時預かり



など

指定障害児相談支援事業所



など

子育てサークル



保健センター（保健師）



など

**相談対応**（来所受付・アウトリーチ）

**個別ニーズの把握**

**助言・利用支援**

**ネットワークの構築**

**社会資源の開発**

日常的に対応

日常的に連携



本事業が行われる施設等の職員

連携

子育て中の親子の身近な場所（地域子育て支援拠点など）で実施！



利用者支援専門員

連携



本事業が行われる施設等の職員

## 参考資料 3

&lt;子ども・子育て支援交付金&gt;

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

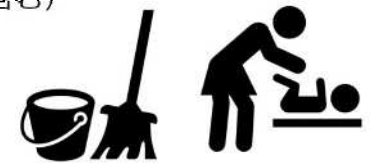
## 2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



## 3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円

③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり900円、1件あたり560円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

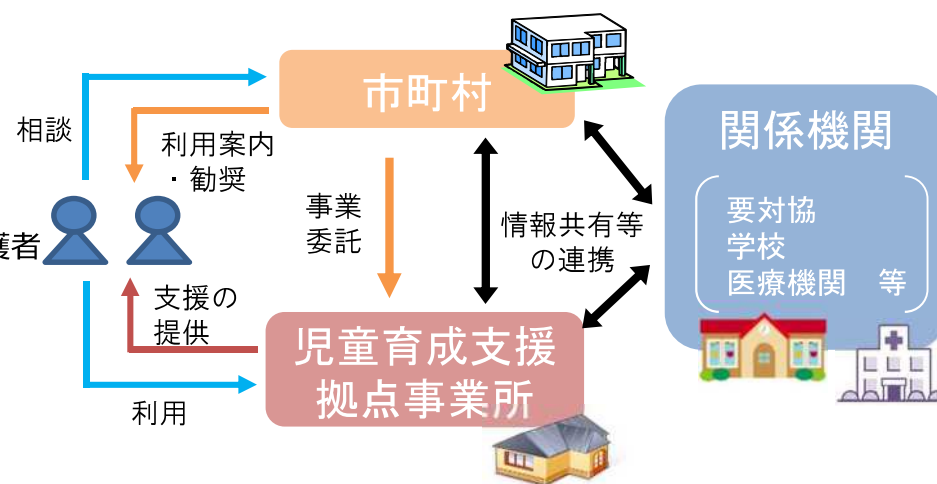
## 2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



## 3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3



&lt;子ども・子育て支援交付金&gt;

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

## 3 実施主体等

## 【補助単価(案)】

## ○基本分

右表の通り

	① 週3型	② 週4型	③ 週5型
	9,516千円	12,688千円	15,854千円

## ○加算分

## ア、ソーシャルワーク専門職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

## イ、心理療法担当職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

## ウ、送迎加算

居宅から実施事業所の間等の送迎を実施。

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
870千円	1,161千円	1,451千円

## エ、長時間開所加算(1事業所の単位当たり年額)

(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)  
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
567千円	756千円	944千円

(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)  
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
135千円	180千円	225千円

オ、賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000千円

【開設準備経費(改修費等)】 1事業所当たり年額 4,000千円

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

## 3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円